

平成27年度

# 事業計画書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

公益社団法人 日本栄養士会

## 平成 27 年度公益社団法人日本栄養士会事業計画

公益社団法人日本栄養士会の平成 27 年度事業計画は、以下のとおりである。

### I 公 1 事業 食・栄養の科学振興事業

#### 事業概要

本事業は、栄養の指導（栄養指導、栄養・食事療法を含む。以下、同じ。）および健全な食生活の理論と実践の基礎となる食と栄養の科学および技術の振興を図るため、国民の食・栄養と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである。大きく二つからなり、(1)としては、調査（および資料の収集）と研究、技術開発である。国民の健康と栄養の実態、栄養指導（栄養食事指導、給食管理を含む。以下、同じ。）と栄養・食事療法（栄養管理を含む。以下、同じ。）に関する事例や症例などを調査し、栄養指導と栄養・食事療法に関する研究および技術開発などを行う。(2)としては、ナショナル・センターとして、調査・研究・技術開発の旺盛な展開のための支援事業を行うものである。

#### 1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業

##### 1-1 保健指導等のデータ調査解析

**事業内容の要旨** 前年度までに、入力した特定保健指導管理栄養士の実践データの内容を解析、評価し、有効性のあるデータの作成を検討する。

**事業の趣旨等** 生活習慣病の発症等の予防を目的に、平成 20 年度から健康保険組合の責務として特定保健指導が実施されている。具体的には特定健康診査時にメタボリック・シンドロームと判定された者に対し、適切な栄養摂取と運動の奨励を中心とした特定保健指導を行っている。この事業を効果的に推進する方策の一つとして、指導の実施状況と被指導者の改善等のデータを調査・研究することにより、より有効な特定保健指導のあり方を探ることが求められる。そこで、特定分野認定制度における「特定保健指導担当管理栄養士」が行った保健指導の実践データを蓄積し、必要に応じて、その成果を公表する。財源は会費とする。

##### 1-2 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士の業務分野毎に、その実態・課題を把握して業務のあるべき質を定義し、分野毎の固有の特性に適合した専門性（業務の質）の向上を図る方策について調査研究を行い、有効性のあるデータの構築を図り、その結果を実際の業務の遂行に反映する。

**事業の趣旨等** 近年、急激な少子・高齢社会が到来している。これに伴い、医療・保健・福祉の見直しが進められており、栄養関連制度にも及んできている。このため、国民の健康増進、疾病の重症化防止のため、管理栄養士・栄養士の活動、そのための制度等を検討することが求められる。平成 27 年度は、戦略的に考えて、政策的に調査研究事業を行うこととする。その内容は、

理事会で決定する。財源は会費とする。

### 1-3 管理栄養士専門分野別人材育成事業（厚生労働省委託事業）

**事業内容の要旨** 複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養の指導の実施およびその拠点となる栄養ケア・ステーションの機能強化に向け、高度な専門性を発揮できる管理栄養士を育成するため、各専門領域におけるリーダーを対象とした研修プログラムを作成する。平成 27 年度については、在宅療養、咀嚼・嚥下、公衆衛生に関する分野の管理栄養士の研修プログラムの作成および検証を行う予定としており、委託先である厚生労働省との調整の結果による。

#### 事業の趣旨等

栄養問題は、人の生命の保持に不可欠である。このために、活動分野も多岐にわたっているが、疾病、世代（乳幼児期から高齢者）に関する専門分野の高度化が求められる。昨年度までは、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防分野、がん専門分野、腎臓病（CKD）分野における管理栄養士・栄養士業務の標準化を図り、患者 QOL 向上に貢献するための人材育成分野の事業を行ってきた。平成 27 年度は、厚生労働省の担当官と協議し、当該分野の専門性の検討、およびその育成プログラムの確立により、実務において、より複雑でかつ困難な対象者への対応ができる管理栄養士の養成が期待できる。

本事業は、厚生労働省委託事業で、財源は受託金によるが、政府予算成立後に進めることとなる。

### 1-4 管理栄養士・栄養士の業務規範の作成

**事業内容の要旨** 平成 26 年度定時総会で承認された管理栄養士・栄養士倫理綱領の原案を基に、多くの意見を求め、具体的な項目を含めた体系的規範の策定を検討する。

**事業の趣旨等** 管理栄養士・栄養士の本来業務である栄養の指導は、食と栄養の科学を現実（生身の人間）に適用して行うヒトの代謝（生理）作用への介入であり、一種の医学的な侵襲である。加えて、在宅医療・在宅療養の推進が政策として進められているもとでは、日常生活の現場で、管理栄養士・栄養士が、高度かつ周到なプロフェッショナル（メディカル）・ケアとして栄養の指導を実施する必要がある。

こうした業務の本質と現下の社会的要請に鑑み、管理栄養士・栄養士については、一般の医療倫理で説かれているのと同様に、自律、善行原理、無危害原理、正義から構成される職業倫理をうけて、具体的な業務規範の策定を図る。なお、本事業は、就業者の業務の実体との整合性を図る必要があることから、策定まで一定の年数が必要となる。財源は会費とする。

### 1-5 国への栄養施策の提言活動

**事業内容の要旨** 栄養の指導の実務家の立場から、国の公衆衛生政策への提言等を取りまとめる。

**事業の趣旨等** 栄養の指導の現場で日々蓄積されている豊富な実践的知見、およびこれに基づく

調査・研究の成果は、事実と実践に立脚した極めて重要な立法資料である。これに基づき、国の公衆衛生政策などへ提言等を行う。財源は会費とする。

#### 1-6 その他各種調査研究活動

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士の活動分野は多岐にわたっており、それぞれ特徴を持った活動を行っている。それぞれの分野毎の固有の特性に関する調査研究を行う。

**事業の趣旨等** 管理栄養士・栄養士の活動分野は、医療、福祉、児童・生徒、勤労者、地域住民等がある。対象者の特性に合わせて活動を行うには、その特性を知り、それに合わせる事が求められる。このため、必要に応じ、また要請を受けて調査研究活動を行う予定である。財源は、関係団体、企業等からの助成、協賛を受ける。

## 2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

### 2-1 栄養の指導に関する文献検索システム利用・活用の促進と論文作成の支援

**事業内容の要旨** 栄養の指導に関する文献検索システムの利用・活用をとおして、管理栄養士・栄養士の実践研究を支援するとともに、これらの成果を学術論文として取りまとめることを推進する。

**事業の趣旨等** 一般に、管理栄養士・栄養士は、現実の業務で実施した先駆的取り組みやそれらをとおして形成された有効性の高い技術を、科学として理論化し、社会的に共有化する作業に疎くなりがちである。そこで、関係学会・機関等と連携しながら、栄養の指導に関する文献検索システムの活用をとおして、管理栄養士・栄養士の業務実践に立脚した研究を奨励するとともに、これらの学術論文化を推進する。財源は会費とする。

### 2-2 栄養の指導に関する研究助成および育英資金の支給事業

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士でより高度な食と栄養の専門科学の研究を行う者に、その研究内容等を精査し助成金（総額 200 万円を上限）を支給する事業を行う。また、志高く、前途有為な学生に管理栄養士・栄養士の高度専門職業人教育を受ける機会を与えるために、育英資金（一人年間 60 万円を上限）を支給する。

**事業の趣旨等** 栄養の指導に関する研究助成事業について、ホームページ等で公募するなどして、それに応募する機会が管理栄養士・栄養士一般に開かれている。

なお、助成金等の選考が公正に行われるよう、選考委員は中立性を担保する。

選考には、管理栄養士等で大学等において研究、教育に従事し、研究活動に実績のある者等をあてる。また、研究内容については、ホームページに掲載して公表するなど、管理栄養士・栄養士の業務上の参考に供する。財源は会費とする。

また、育英資金支給事業については、ホームページ等で公募し、応募する機会が管理栄養士・栄養士一般に開かれている。応募を受けて選考委員会を開催して選考するが、選考委員は中立性を担保し、管理栄養士・栄養士活動を理解している有識者等をあてる。育英資金の支給対象者は

公表する。財源は、河村育英資金（特定資産）および会費とする。なお、河村育英資金の支給については、返還を求めない。

### 2-3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

**事業内容の要旨** 書籍等の刊行物の監修等を行う。

**事業の趣旨等** 監修等については、管理栄養士・栄養士の業務の科学的基礎たる食と栄養の実践科学を振興させる観点から、一定の基準をもって適切と判断された書籍等に対して行うこととする。財源は、会費および監修料等とする。

### 2-4 栄養学の国際標準化の検討

**事業内容の要旨** 近年あらゆる分野で国際標準化が進められており、栄養学にも国際標準化への対応が求められてきている。そこで、Practice-based Evidence in Nutrition (PEN) は、継続的に更新される栄養学の知識データベースで、エビデンスに基づく実践ガイドランスへの簡単なアクセスを提供するシステムのことであり、わが国の栄養学の研究、実証に有効である。平成 26 年度に実施した研修会、広報宣伝活動を基に、引き続き PEN のわが国への導入を検討する。

**事業の趣旨等** PEN はカナダ栄養士会によって始められたもので、現在は、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス等で活用されている。このシステムを利用することは、管理栄養士・栄養士が科学的根拠に基づく活動を実践するために、また、科学的根拠に基づく専門職の教育のために有用であると考えられる。しかし、管理栄養士・栄養士として、それぞれの施設で就業する者には、語学の理解等に課題があるので、管理栄養士養成施設への導入を推進する。財源は会費とする。

## II 公 2 事業 食・栄養改善人材育成事業

### 事業の概要

本事業は、栄養の指導をとおして国民の生涯にわたる健康づくりの心強い伴侶となる管理栄養士・栄養士を育成するために、各種の研修等に取り組むものである。国民が、より適した高い質の栄養の指導を、いつでも、どこでも手軽に受けることができるようにすることが事業の目的である。生涯教育制度は、(1) 基幹教育（卒後教育に相当：基本研修、実務研修）と、(2) 拡充教育（特定分野の研修事業、その他の研修事業）とからなる。生涯教育制度の一環としての卒後教育は、管理栄養士・栄養士養成課程で習得した知識を「知っている」から「実践できる」への教育を担う。また、生涯教育制度の一環として、管理栄養士・栄養士の養成教育への支援事業を実施する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公 2 事業を構成するものである。

## 1 生涯教育の基幹教育制度の運営事業

生涯教育の基幹教育制度は、すべての管理栄養士・栄養士を対象として実施し、各専門領域における専門職業人としての強靱な基礎体力を身につけさせることを目的とする。

### 1-1 基幹教育研修事業

**事業内容の要旨** 都道府県栄養士会と連携し、生涯教育を運営する。平成26年度に従来の生涯学習制度を新たに生涯教育制度として整備し、管理栄養士・栄養士のキャリア形成が支援できる教育体制へ移行した。平成27年度は、さらに推進を行う。

**事業の趣旨等** 日々進歩する食と栄養の科学、栄養の指導の技法を、管理栄養士・栄養士が適時的に確かな内容を身につけることができるよう、基幹教育制度の一環としての研修会（卒後教育に相当；基本研修、実務研修）を開催する。基幹教育事業における本会の役割は、①基幹教育の運営を都道府県栄養士会と共に実施すること、および②都道府県栄養士会の基幹教育研修会を支援することの二つである。後者については、基幹教育制度の意義等についての共通認識の形成、体系的・系統的な標準的生涯教育プログラムの開発、都道府県栄養士会が効果的に研修会を実施するための企画立案や運営方法に関する工夫、教訓の集約と共有化などである。基本研修は各都道府県栄養士会単独または複数の栄養士会の協働で開催する。

基幹教育事業は、広く管理栄養士・栄養士を対象として実施する。研修会の実施にあたっては、都道府県栄養士会と協働して可能な限り、ホームページ等で内容を周知することを配慮する。

講師に関して、基本研修は原則として実務経験豊富で指導力のある管理栄養士・栄養士が担当し、実務研修は関係学会等を含め各研修内容に関して高い知見を有する実務家や研究者等を起用する。本事業は、科学技術の高度化や専門的技術の向上という社会の要望に沿うための教育制度である。

財源は会費とする（一部の研修会では、共催者の都道府県栄養士会に受講料・参加費の収益がある。本会にはなし。）

### 1-2 管理栄養士・栄養士への職業倫理の普及事業

**事業内容の要旨** 職業倫理について、現時点で正式には養成教育カリキュラムに取り入れられていないこともあることから、基本的なとらえ方、管理栄養士・栄養士像や業務の本質論との関係、業務上の意義などを管理栄養士・栄養士に普及する。なお、本事業は基本的には生涯教育研修事業の基本研修に組み入れる。

**事業の趣旨等** 管理栄養士・栄養士の職業倫理を形成・確立することが強く要請されていることに鑑み、生涯教育研修会、本会の発行する情報誌・書籍等の刊行物、ホームページ等で職業倫理を題材として取り上げ、職業倫理の基本的なとらえ方、職業倫理と管理栄養士・栄養士のあるべき姿やその業務の本質論との関係、職業倫理の業務上の意義などについて、管理栄養士・栄養士の適切な理解を醸成する。

広く管理栄養士・栄養士を対象として事業を実施する。研修会その他の企画については、ホームページ等で内容・日時・場所等を周知する。

講師や執筆者には、関係学会を含め、職業倫理に関して高い知見を有する研究者、実務家を起用する。財源は会費とする。(研修会形態の場合は、受講料・参加費の収益がある。)

### 1-3 全国栄養士大会開催事業

**事業内容の要旨** 全国から管理栄養士・栄養士が集まり、管理栄養士・栄養士が一致して取り組むべき、栄養の指導に関する公衆衛生上の重要課題を協議し、課題への対応や実践の方法を共有する。

**事業の趣旨等** 平成27年度の全国栄養士大会は、9月27日に福岡市・福岡国際会議場で開催することとし、時宜にあったテーマとする予定である。これに併せて、職域事業部等の研修事業等を開催する。財源は会費、研修会等の参加費とする。

### 1-4 都道府県栄養士会との協働研修事業等

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士の業務に密接に関連する最新かつ普遍的な課題を取り上げて、これを的確に捉え、実務に生かす方法を習得するために、都道府県栄養士会と協働して研修を行う。

**事業の趣旨等** 管理栄養士・栄養士は、常に食と栄養の指導に関する最新の科学とその実用技術を身につけて、国民に対応することが求められる。また、栄養の指導の技法や手段に関連する知見、情報に関しても、活動する場を問わず把握し、理解しておくべきである。そこで、最新かつ重要で、管理栄養士・栄養士が広く共有する課題を取り上げて、実務に生かす方法を習得する機会を都道府県栄養士会と協働して設ける。財源は、会費、賛助会員の協賛金、受講料・参加費を予定する。

### 1-5 栄養ケアプロセスに関する研修事業の開催

**事業内容の要旨** 栄養ケアプロセス (Nutrition Care Process : N C P) は、対象者一人ひとりの栄養ケアの過程を整理するだけでなく、栄養ケアを提供するための過程を標準化することを目的としている。このため、わが国「栄養の指導」の標準化をめざし、研修事業を実施する。

**事業の趣旨等** 栄養ケアプロセスは、アメリカ栄養士会によって開発されたもので、わが国では、「栄養の指導」の手法が統一されていないことから、管理栄養士・栄養士の経験や考え方により「栄養の指導」の手法が異なることも言われている。栄養ケアプロセスを取り入れることで、栄養管理に関するデータや栄養ケア、栄養記録の標準化が行われ、これらデータの集積を図ることで、疾病の発症予防・重症化予防や栄養療法の更なる確立に向けた科学的根拠に繋ぐことができる。したがって、栄養ケアプロセスは、多くの場面で、応用し、実施する必要がある。このためリーダーを中心に研修事業を実施する。27年度は、全国で2~3か所を開催する予定である。

財源は、受講料を充てる。

### 1-6 その他研修事業の開催

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士の業務に密接に関連する最新かつ普遍的な課題を取り上げて、これを的確に捉え、実務に生かす方法を習得するために、都道府県栄養士会とも協働し研修を行う。

**事業の趣旨等** 食と栄養の指導に関する科学を国民の日常の食生活に生かす管理栄養士・栄養士は、常に最新の科学とその実践技術を身につけるようにしなければならない。また、栄養の指導の技法や手段に関連する折々の話題や情報も、管理栄養士・栄養士は職域や地域の如何を問わず、これを把握しておくべきである。そこで、最新かつ重要で、管理栄養士・栄養士が広く共有するに値する課題を取り上げて、これを的確に捉え、実務に生かす方法を習得する機会を、本会と都道府県栄養士会とが協働で設けることとする。この研修会は、その狙いとするところがより広範により深く浸透することを期して、都道府県単位あるいは日本栄養士会および複数都道府県との共催として行うことを予定する。財源には、参加費を予定する。

### 1-7 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士養成施設の卒業生向けに、専門職としての使命、業務遂行上の心構えに関する資料などを制作する。

**事業の趣旨等** 卒業生向けの資料は、専門職としての使命や任務、心構えを、管理栄養士・栄養士の業務の実際と絡めて考えてもらうための教材となる。管理栄養士・栄養士として就業を目指す学生にとっては、専門職としての自覚を促すこととなる。内容は、管理栄養士・栄養士が行う国民ならびに地域に向けての社会活動や各職域における活動等で、自らの社会的な役割や責任を自覚することに役立つ。そして、「何を目標として、どのように働くべきか」といった、卒後の業務に反映することが期待できる。財源は会費とする。

## 2 生涯教育の運営事業

基幹教育制度が、全ての管理栄養士・栄養士を対象にするのに対し、拡充教育制度は、各専門領域の業務（管理栄養士・栄養士の就業の種別である職域に基づく区分。例：医療、小・中学校等、勤労者、研究・教育養成、市町村・保健所等、福祉（高齢・障がい・児童）、フリー活動等）に従事する管理栄養士・栄養士を対象にする。それぞれの専門領域毎に、業務上、固有の課題があることから、かかる固有の課題に対応して管理栄養士・栄養士の専門的知識・技能を向上させる取り組みが必要となる。

また、高度な専門的知識・技能が求められる特定の業務があることから、それぞれの業務のエキスパートやスペシャリストの認定、登録を行い、それぞれの技術の向上を図る。

### 2-1 分野別認定管理栄養士・認定栄養士制度の創設の検討

**事業内容の要旨** 専門領域（管理栄養士・栄養士の就業の職域が基本）の専門職として熟練した知見と技能を有する管理栄養士・栄養士を、分野別認定管理栄養士・認定栄養士として認定する。

**事業の趣旨等** 認定制度は管理栄養士・栄養士を、対象とする。認定制度の趣旨・内容について



は、認定制度検討委員会（仮称）で検討し、ホームページ等で明らかにする。

前年度に引き続き、本年度も制度創設のための準備作業を行うことから、会費のみが財源となる。

## 2-2 管理栄養士・栄養士の特定（専門）種類業務における専門的知識・技能の強化事業

**事業内容の要旨** 特定種類の業務に必要とされる高度の専門的知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成し、それぞれの専門性を認め登録する。登録にあたっては、一定の試験を実施するとともに、更新制を取り入れる。

**事業の趣旨等** 本事業は以下のとおりであるが、新たな特定業務の登録を考慮する。

### 2-2-1 特定保健指導担当管理栄養士育成事業

**事業内容の要旨** 厚生労働省が高齢者医療制度の1事業として生活習慣病の一次予防のために、特定健康診査・特定保健指導を実施している。特定保健指導は、特定健康診査により、メタボリック・シンドローム等の診断基準で生活習慣病予備群とされた者に対して、集団または個別支援を行い、発症を防ごうとするものである。特定保健指導担当管理栄養士登録制度は、特定保健指導のスペシャリスト育成のために実施している。指導事例のレポート提出により所定の審査を経て、特定保健指導担当管理栄養士を認め登録する。

**事業の趣旨等** 内臓脂肪型肥満により生じるメタボリック・シンドロームは糖尿病、高血圧、脂質異常症等の虚血性心疾患のリスクを高め、健康を蝕み人々の生活の質を低下させる。特定保健指導は、このようなメタボリック・シンドロームを予防し、リスクを減少させるために重要な介入手段である。しかし、生活習慣の変容には特定保健指導を担うことができる管理栄養士などの専門職の指導技術の担保が欠かせない。本事業は国民が安心して特定保健指導を受けられるように、専門職のスキルを認定し登録するものである。財源は、登録を受ける者の拠出する経費と会費とする。

### 2-2-2 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士育成事業

**事業内容の要旨** 静脈経腸栄養療法スペシャリストの育成のために、静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士の認定・登録を行う。本制度は、登録希望者に所要の研修を課し、静脈・経腸に関する実践事例を提供させたいえ、技術を認め登録にかかる委員会においてこれを評価するとともに、所定の試験を実施し、合格と認められた者を静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士として認め登録するものである。

**事業の趣旨等** 病院に入院する患者は、しばしば栄養状態にも改善を要する課題を抱えている。そのことが、例えば、低栄養状態ゆえに手術に耐えられず、必要な手術ができないといった事態を招く。そこで、入院患者の静脈・経腸を含めた栄養管理・補給のエキスパートによる効果的な栄養療法の施術により、症状の悪化防止、治療の促進を図り、早期退院と患者の経済的な負担の軽減につなげることが期待される。

また近年、診療報酬において栄養サポートチーム加算制度が創設されるなど、栄養療法の専門的技術を持った管理栄養士の養成が急務となっている。本認定制度は医療技術の高度化と専門的技術の向上という社会の要望に沿った制度である。財源は、登録を受ける者の拠出する経費、協賛社の拠出金と会費とする。

### 2-2-3 公認スポーツ栄養士育成事業

**事業内容の要旨** スポーツ栄養、すなわちアスリートに対する栄養管理および運動に伴う栄養管理のスペシャリスト育成のために、公益財団法人日本体育協会と共同で公認スポーツ栄養士の認定を行う。所要の研修を課し、修了者の修得状況を評価して公認スポーツ栄養士として登録する。研修については、特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会が実施する。公認スポーツ栄養士の登録には更新制を採用する。

**事業の趣旨等** スポーツに関して栄養の指導上、二つの社会的要請がある。一つは、現代人全般に関する要請である。交通機関等の移動手段の発達、家電等の便利機器の普及により、日々の生活を営む上での運動量の減少により、消費エネルギーの量が減少している。生活習慣病の予防等の見地からは、食事（摂取エネルギー）と運動（消費エネルギー）を適切に組み合わせた栄養の指導が求められる。もう一つは、アスリートに関する要請である。身体機能の向上や怪我の予防、治療の促進などのために、職業人、アマチュアの如何を問わず、スポーツ競技者に対する栄養食事指導の高度化を求める声がある。公認スポーツ栄養士の制度は、これらの社会的要請に応えるために設けたものである。財源は、登録を受ける者の拠出する経費、公益財団法人日本体育協会の助成金、会費をあてる。

### 2-2-4 在宅訪問管理栄養士育成事業

**事業内容の要旨** 在宅訪問栄養食事指導のスペシャリスト育成のために、所定の研修の修了者の中から、修得状況を評価して、日本在宅栄養管理学会と共同で、在宅訪問管理栄養士の認定を行う。在宅訪問管理栄養士の登録制度には、更新制度を採用している。

**事業の趣旨等** 高齢社会が到来するもとの、在宅医療・在宅療養が進行しており、必然的に、在宅で医療を受け療養する高齢者が増加することになる。在宅で医療を受け療養する高齢者の多くは、さまざまな疾病、身体的な障がい、口腔の問題等を抱えている。それぞれに固有の複合的な健康課題を持つ高齢者に対して、非医療空間にて、適正で効果的な栄養の指導を実施するには、そのための高度な専門的知識・技能が求められる。在宅訪問栄養食事指導のスペシャリストとして在宅訪問管理栄養士を登録することは、高齢社会における在宅医療の社会的要請に応えることができる。財源は、登録を受ける者の拠出する経費、会費とする。

### 2-3 栄養サポートチーム担当者研修会、保健指導担当者研修会事業

**事業内容の要旨** 栄養サポートチーム担当者研修会は、栄養サポートチームにおいて管理栄養士、看護師、薬剤師をはじめ、関連職種が適切にその役割を果たすことができるように、厚生労働省

が指定する所定の研修を実施する。また、保健指導担当研修会は、特定保健指導を担当する管理栄養士等の能力を育成するために、ニーズを踏まえ研修の実施を検討する。

#### **事業の趣旨等**

近年の医療は、患者の視点を重視するとともに、医療経済的にも治療効果においても、優れた成績が期待できるチーム医療の推進が必要とされている。管理栄養士が中心となって関わる栄養管理業務においても多職種で連携することが求められている。さらに、平成 22 年 4 月における診療報酬改定においては、栄養サポートチーム加算が新設された。栄養サポートチーム加算は、所定の研修を受けた医師・管理栄養士・看護師・薬剤師などからなるチームを編成し、栄養状態改善の取り組みが行われた場合に認められる。そこで、管理栄養士、薬剤師、看護師、その他栄養サポートチームに配属される医療専門職種を対象に、静脈・経腸栄養についての講義および認定教育施設における研修を行う。財源は、参加者の負担金とする。

また、特定保健指導担当管理栄養士には、その技術、能力の担保、統一性から、厚生労働省が認める研修の受講が求められている。近年、都道府県栄養士会での実施が激減していることから、昨年度に引き続き、参加希望者のニーズを受けて日本栄養士会主催で開催する予定である。

### **2-4 地域リーダー育成・都道府県栄養士会の公益目的事業支援事業**

**事業内容の要旨** 全国各地（全都道府県）の指導者的立場の者を一堂に集め、全国的課題に関する研鑽、折々の課題への取り組み方、企画立案・運営方法の学習などをおして、これら指導者的立場の者の実践的な指導力を強化するとともに、都道府県栄養士会の公益目的事業の内容等の支援に資する研修を行う。

**事業の趣旨等** 平成 27 年度は、6 つの職域事業部では、各都道府県栄養士会を代表する 47 名の参加を得て、平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月にかけて実施する予定である。また、一職域事業部では、地区のリーダーを対象に実施する予定である。なお、地区別にも開催することもありうる。財源は会費、受講料とする。

### **2-5 職域別研修（職域全国研修会その他）事業**

**事業内容の要旨** 職域事業部別に、当該職域の業務の特性に的確に対応できる専門的知識・技能の向上を図る研修を行う。

**事業の趣旨等** 平成 27 年度は、職域に関する技術、技能の向上に関する研修事業、およびその他の職域専門性の向上に関する事業、ならびにこれら事業の企画・運営に関する会議を開催する。財源は、参加費、協賛金、会費とする。

### **2-6 関連団体等との協働研修・研修支援事業**

**事業内容の要旨** 国民の健康の保持、増進、疾病の重症化予防の観点から、関連団体と協働し、研修事業を共催する。

**事業の趣旨等** 平成 27 年度も、産業栄養研究会と協調して開催することを予定する。また、必

要があれば、関連団体等と協働し事業を実施する。財源は、会費、参加費とする。

## 2-7 職域別の学習・教育用の教材および資料の制作事業

**事業内容の要旨** 職域別の研修その他の学習・教育用に、全国の管理栄養士・栄養士および研究者等の知識や経験を集約し、各職域の業務の特性に対応させた実践的な教材および資料を制作する。

**事業の趣旨等** 必要に応じて、関係資料や活動事例集を作成し、各研修会で配布する。教材および資料は、管理栄養士・栄養士その他希望する者に提供される。会費を財源とする。

## Ⅲ 公3事業 食生活自律支援事業

### 事業の概要

健康増進法は「生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進する」（健康増進法第30条の2第1項参照）を謳っており、本事業は、国民のかかる「自主的な努力」を、栄養の指導、食育の理論と技術を生かして支援し、食生活の自律を育もうとするものである（食生活自律支援事業）。本事業は、3事業で構成される。（1）「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の国民の個別性・特性に合わせた栄養の指導その他の専門的支援を組織的に行う。（2）「集団特性対応型の食の自律支援事業」として、広く国民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。（3）健康づくりと食・栄養と健康に関する情報コミュニケーション事業である。本事業では、この3事業による参加と協働を旨とする開かれた多種多様な活動を展開する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公3の事業を構成するものである。

### 1 個別特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性に対応する栄養の指導・食事療法を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものであり、管理栄養士・栄養士の高度の実務的な専門性が直接反映される事業である。

## 1-1 栄養ケア・ステーション事業

**事業内容の要旨** 栄養ケア・ステーションの事業を全国的に推進するためのパイロットあるいはモデル事業を行うとともに、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を支援する。

**事業の趣旨等** 栄養ケア・ステーションは、すべての国民に「ここにあなたの管理栄養士・栄養士がいる」ことを伝える、栄養ケアの開かれた窓口であり、その場である。本会の栄養ケア・ステーションは、本会がナショナル・センターであることから、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を牽引するパイロットあるいはモデル事業とともに、都道府県栄養士会の同事業

を支援する諸般の取り組みを担う。さらに、社会の要請を受けて、栄養ケア・ステーションの増加を図る。具体的な事業は、以下のとおりである。財源は会費とする。一部の事業では業務報酬等を予定する。

#### 1-1-1 特定保健指導にかかるモデル事業および都道府県栄養ケア・ステーション支援事業

**事業内容の要旨** 特定保健指導等にかかるモデル事業の検討・実施とともに、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を支援、新規事業に向けた体制構築を図る。

**事業の趣旨等** 本会および都道府県栄養士会において、栄養ケア・ステーションが取り組む事業の1つとして、特定保健指導の実施業務を位置づけている。その受託形態について、あるべき業務活動、合理的な契約・実施方法について検討するとともに、あらたな事業獲得に向け、当該健康保険組合または特定保健指導を担う企業等と事務的な調整を行い、業務の円滑な実施を目指す。特定保健指導の対象は国民である。平成27年度は、(株)タニタヘルスリンクと協働した事業をモデル事業として実施する予定である。本事業の趣旨・内容については、ホームページ等で明らかにする。財源は会費、業務報酬とする。

#### 1-1-2 地域住民および管理栄養士未配置医療機関等を通じた栄養ケア支援業務

**事業内容の要旨** 従前より実施している地域住民への栄養ケア支援として、国民・関係団体・企業等からの「栄養と食事」に関わる相談・依頼に関して、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーションと連携し、対応を継続する。また、在宅医療を提供する医療・福祉機関等において、多職種との連携に向けた制度整備に対する支援とともに、モデル拠点の設置を検討する。

**事業の趣旨等** 在宅医療の推進には、医療と介護のサービスが包括的にかつ継続的に提供されることが重要である。そのためには、在宅医療を提供する病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等の医療・福祉機関やそこに従事する多職種が連携して、切れ目のないサービスを提供する必要がある。連携体制の構築をすすめるにあたり、これまでの栄養ケア・ステーションの拠点整備を強化するとともに、「健康日本21（第二次）」の目標達成を視野に入れ、さらなる事業の推進を図る。

栄養の指導の対象は国民である。本事業の趣旨・内容については、ホームページ等で明らかにする。また、健康イベント等への展示および栄養相談等への協力を通じ、広く栄養ケア・ステーションの周知を図る。

栄養の指導は、研修への参加等による、専門的知識・技能の裏付けされた管理栄養士・栄養士をもって行われる。財源は、栄養ケア・ステーションの事業収入、会費を予定する。

#### 1-1-3 栄養ケア・ステーション認定制度の創設にむけた推進事業

**事業内容の要旨** 国民や関連団体および多職種へ栄養ケア・ステーションを通じた管理栄養士・栄養士の活動等をひろく周知していくとともに、より住民に密着した形での栄養ケア・ステーションの拠点整備を図るべく、日本栄養士会ならびに都道府県栄養士会以外の関連機

関、団体と連携し、栄養ケア・ステーション認定制度の創設をすすめる。「栄養ケア・ステーション」は日本栄養士会の登録商標であり、平成 26 年度に認定栄養ケア・ステーションの条件・要綱等を整備したところから、モデル事業に取り組み都道府県栄養士会と協働した事業推進を図る。

**事業の趣旨等** 地域密着型の栄養ケア・ステーションの整備にあたり、今後は、地域での栄養ケア・ステーション、都道府県栄養士会における栄養ケア・センター、日本栄養士会での栄養ケア・リサーチ・センターの体制を構築する必要があると考える。栄養ケア・ステーションは、現在の栄養士会主体型と、医療関連機関（病院・診療所、薬局、歯科診療所、訪問看護ステーション等）やスーパーマーケット、コンビニ等との連携型とが考えられる。そうした機関においては、栄養ケア・ステーションとして認定し、事業に従事する管理栄養士・栄養士のスキルの担保を図る。そのため、認定条件等を精査し、制度としての体制整備をすすめる。

また、都道府県栄養士会との共通理解と、協働した推進を図るためのモデル事業を実施し、審査委員会、認定委員会等を設置し、具体的な取り組み等を等について検討する。

「健康日本 21（第二次）」には、健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加が掲げられている。本会としては、平成 34 年に 15,000 拠点（実質 8,000 拠点）を目指し、今後継続した体制整備が必須である。平成 27 年度は、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーションとの協働で進めることが必要なことから、定時総会時に周知のためのイベントの開催を予定している。財源は会費とする。

## 1-2 地域住民のための栄養相談事業

**事業内容の要旨** 国民（地域住民）からの食事や栄養にかかわる相談に応じて、栄養ケア（栄養の指導、食事療法）の観点からの情報の提供や助言などを行う。

**事業の趣旨等** 今日、正確でわかりやすく、日々の食生活や疾病の予防・治療・療養に生かすことのできる食事と栄養に関する知恵や知識を求める国民の声は、ますます大きくなっている。栄養ケア・ステーションで行う栄養ケアの必要な柱が、国民（地域住民）から寄せられる食事や栄養にかかわる多様な相談に応じることである。具体的には、電話での相談、各種催し物での栄養相談などである。

平成 27 年度は、地域の住民を対象に、日々の食物等の購入の場であるスーパーマーケット（サミット）と連携し、モデル事業の実施を予定している。

栄養相談の対象は、国民（地域住民）である。本事業の趣旨・内容については、ホームページ等で明らかにする。

栄養相談は、本会会員である管理栄養士・栄養士の専門的知識・技能の裏付けをもって行われる。財源は会費とする。

## 1-3 東京オリンピック・パラリンピック支援特別チーム事業

**事業内容の要旨** 2020 年に「東京オリンピック・パラリンピック」が開催される。近年、アス

リートの栄養管理が注目されてきている。日々の練習・トレーニングで身につけた技能、運動能力を発揮するには、基礎体力が重要となる。基礎体力の維持、管理には、「食生活」が重要である。特に、ジュニアアスリートにとっては、成長期にあり、スポーツ栄養の知識が求められ、おろそかにすると事故も考えられる。

**事業の趣旨等** スポーツ栄養に専門的知識・技術を有する「公認スポーツ栄養士」が中心となり、企画、運営にあたる。平成 27 年度は、ジュニアアスリートの保護者に対する講習会を開催する。対象者は、財源は参加費、協賛金とする。

#### 1-4 被災地における栄養ケア・ステーションの体制整備事業

**事業内容の要旨** 被災地では、まだ完全に復興されたとはいえず、地元経済（住民の就業、収入の安定）の復興、仮設住宅での生活といった課題がある。さらに、健康、栄養面でも問題があり、これに対応するために、栄養ケア・ステーション活動を充実させることが求められる。このための整備を図るとともに、継続して支援活動を企画して実施する。

**事業の趣旨等** 平成 23 年 7 月に気仙沼市に「栄養ケア・ステーションあした」を開設し、地域在宅の栄養サポートチーム活動の拠点としている。引き続き、宮城県栄養士会と協働して、高齢者や生活習慣病患者等への支援を行う栄養ケア活動事業を行う。さらに、被災地である宮城県の他地域や岩手県、福島県で栄養支援、復興活動への協力をすすめる。事業の実施にあたっては、都道府県栄養士会ならびに日本栄養士会災害支援栄養チーム（Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team ; JDA-DAT）、行政、関係 NPO 法人、関連職種との共同で実施する。財源は会費、および災害対策事業資金から拠出する。

#### 1-5 保育所を活用した生活不活発病防止食事受け取りシステム構築事業（復興庁）

**事業内容の要旨** 被災地の仮設住宅では、高齢者の生活不活発病（廃用症候群）等の諸問題があげられている。そこで、仮設住宅の高齢者の閉じこもりをなくし、適切な食事管理と見守り、相談相手として、栄養ケア・ステーションを通じた活動を行う。

**事業の趣旨等** 本事業は、平成 26 年度は、復興庁の「あたらしい東北」先導モデル事業として、保育所給食を利用した弁当受領システムの構築事業（ほっこり食事プロジェクト）を、被災地である岩手県、宮城県、福島県で実施した。平成 27 年度は、復興省の継続事業として実施を予定しているが、平成 26 年度の取り組みを検証し、全国展開を目指す予定である。

財源は復興庁の予算を充てる予定。復興省の事業に採用されなかった場合は、協賛社等の募集も考える。

#### 1-6 非常災害発生時の被災者の健康支援事業

**事業内容の要旨** 非常災害はいつ発生するかは予測ができない。そのため、この準備を行っておくことが重要である。非常災害はいつ発生すれば、広範な範囲で国民に甚大な健康被害をもたらす。特に、生命の維持には、適切な食事を摂取して必要なエネルギーを確保することが前提と

なる。このための各種支援事業を行う。

**事業の趣旨等** 東日本大震災では、災害支援の管理栄養士・栄養士約 600 名を被災地に派遣したが、平常時と違った対応が求められた。これを踏まえて、JDA-DAT リーダーの育成（100 名/年を目途）等を行う。

#### 1-6-1 災害支援管理栄養士・栄養士の育成にむけた活動（JDA-DAT 体制整備事業）

**事業内容の要旨** いつ発生するか予測し難いものの、一旦発生すれば広範な地域で国民に甚大な健康被害をもたらす災害に際し、人間の命の基である栄養問題は、最重要課題の一つである。栄養の専門職である管理栄養士・栄養士は、被災者支援のために、管理栄養士・栄養士の専門性を生かして適切な活動が求められる。

そこで、JDA-DAT の体制整備を図るとともに、東日本大震災における活動を栄養専門職種の見点から分類、整理し、今後の活動・展開に対する裏づけとなるようまとめる。

また、JDA-DAT による支援体制が整ったと認めたときに指定する栄養士会に対して、災害派遣時の必要備品等の配置促進の実施、関係機関・団体と連携し、協力を仰ぐとともに、災害時の栄養と食の支援に向けた適切な体制を構築する。

**事業の趣旨等** JDA-DAT を育成し、その体制整備を図る活動として、①JDA-DAT 運営委員会等での検討、②エビデンス解析事業、③指定栄養士会への備品等の配置促進事業、④災害関連組織・団体等との連携事業などを行う。支援の対象は、国民（被災者）である。この事業の趣旨・内容についてはホームページ等で明らかにする。財源は、賛助会員からの協賛、会費および災害対策事業資金から拠出する。

#### 1-6-2 JDA-DAT 育成事業

**事業内容の要旨** 東日本大震災で得た経験を踏まえ、災害時での被災者支援のノウハウを蓄積し、技術能力を開発すること、ノウハウや技術能力を身につけた管理栄養士・栄養士を育成することは、本会の国民に対する責務といえる。このための事業を行う。

**事業の趣旨等** 昨年度に引き続き、災害支援管理栄養士・栄養士を育成するため、JDA-DAT リーダー育成研修と併行し、都道府県栄養士会における JDA-DAT スタッフの育成整備に対しての支援事業をすすめる。支援の対象は、国民（被災者）である。この事業の趣旨・内容についてはホームページ等で明らかにする。財源は、賛助会員からの協賛、会費および災害対策事業資金から拠出する。

## 2 集団特性対応型の食の自律支援事業（栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業）

国民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、かかる集団の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上および実務上の知見を生かして支援を行う事業である。



## 2-1 健康づくり提唱のつどい

**事業内容の要旨** 「健康づくり提唱のつどい」は、WHO 世界保健デーである 4 月 7 日を記念して毎年開催している。健康に関心を持つ国民を対象に、健康づくりには健全な食生活、適切な栄養摂取が欠かせないことから、健康および栄養・食生活について国民と管理栄養士・栄養士等の専門職が、共に学び考える機会となるよう、その折々の話題や課題をテーマに取り上げて、講演、シンポジウムを行う。

**事業の趣旨等** 36 回目の開催となる本年度は、「食べることは生きること—2025 年問題を食から考える—」をテーマにシンポジウム形式での開催とする。在宅医療の現状と、食べる喜び、機能の維持・回復における重要性について学び、健やかな充実した人生を送るためにはどうすればよいかを、共に考える機会とする。

講師などには、関連事項に高い専門的知見を有する研究者、実務家を起用する。参加予定者は 500 名である。財源は株式会社ヤクルト本社からの協賛金とする。

## 2-2 「野菜を食べよう」キャンペーン活動

**事業内容の要旨** 国では、平成 12 年に策定した「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」に引き続き、「21 世紀における第 2 次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」を策定した。21 世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣および社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるように目指している。

ここでは、目標達成に向けた取り組みの一つとして、野菜と果物の摂取量の増加を謳っている。野菜・果物の摂取量の増加は、体重コントロールに重要な役割があること、循環器疾患、2 型糖尿病の一次予防に効果があることが報告され、日本でも、果物摂取と循環器疾患との関連が報告されている。また、野菜・果物は、消化器系のがん、果物は肺がんに予防的に働くことが報告され、日本でも、食道がん、胃がんとの関連が示され、不足しないことが推奨されている。しかし、野菜と果物の摂取量は目標に達していないことから、目標達成に向けた事業を行う。

**事業の趣旨等** 平成 20 年度から“野菜を食べよう”キャンペーンを展開している。キャンペーンの主眼は、国民が野菜の摂取の重要性と 1 日の望ましい摂取量を理解して、生活習慣病を予防し、健康でいきいきとした生活を営むことができるようにすることである。平成 27 年度は、前年度までと同様に 8 月 31 日（野菜の日）に開催することとする。内容は、講演、実演、実技、管理栄養士による栄養相談、展示・体験コーナーとする。財源は株式会社ヤクルト本社、ヤクルトヘルスフーズ株式会社および賛同する事業者等の協賛金とする。

## 2-3 減塩プロジェクト事業

**事業内容の要旨** 「健康日本 21（第二次）」では、目標達成に向けた取り組みの一つとして、食塩

摂取量の減少（現状 10 g/日→目標 8 g/日）を謳っていることから、その達成に向けて活動を展開する。減塩が血圧を低下させ、結果的に循環器疾患を減少させることは立証されている。消費者への啓発や食品中の塩分量の規制が、高血圧対策において費用対効果が高いこと、さらに、食塩・高塩分食品摂取が胃がんのリスクを上げることも示されている。

**事業の趣旨等** 今年度は、減塩プロジェクトを推進するため、関係団体ならびに本会賛助会員企業と連携して、国民に対する普及活動へ取り組むための方策を検討する。財源は会費、賛助会員等の協賛金とする。

#### 2-4 児童福祉施設での食育活動

**事業内容の要旨** 主に児童福祉施設給食担当者を対象として、スキムミルクを食材とした食育活動を行う。

**事業の趣旨等** 昨年度に引き続き、「児童福祉施設におけるクッキング講座」を福祉事業部が中心となって開催地県栄養士会と共催で 20 会場において開催する。

公益財団法人児童育成協会児童給食事業部との共催である。財源は、公益財団法人児童育成協会からの助成金とする。

### 3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業

#### 3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業

**事業内容の要旨** 「日本栄養士会雑誌」を発行する。編集方針は、栄養・健康に関する情報が氾濫する中、管理栄養士・栄養士で組織する専門職団体である日本栄養士会は、広く国民、管理栄養士・栄養士および保健・医療・福祉・教育等の分野の専門職種に信頼できる健康・栄養関連情報をわかりやすく提供することである。

**事業の趣旨等** 「日本栄養士会雑誌」は月刊誌で、年間 12 冊発行する。毎月の発行部数は、約 57,000 部である。対象読者は、購読を希望する国民、管理栄養士・栄養士、関連専門職、研究者等である。

また、内容の精査に関して、栄養学に関する専門的知識を有する者をもって、編集委員会、企画委員会ならびに論文委員会を設けて編集する。掲載内容は、食と栄養の科学やこれに基づく栄養の指導、あるいは、健康づくりと食事・栄養に関して、親しみやすく、わかりやすく、信頼できる専門誌たるにふさわしい企画とし、執筆者を吟味・選定する。財源は、会費、賛助会員費（協賛金）、購読料、広告掲載料等とする。

#### 3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士は、栄養の専門職であり、国民に寄り添い、健康増進につくすことを使命にしている。この使命を達成するために、広く開かれたホームページにおいて各種情報を提供するとともにニーズを得る。

**事業の趣旨等** 平成 27 年度は、管理栄養士・栄養士の役割、使命等について、理解を深めるこ

とに重点を置いて、ホームページのリニューアルを行い、運営する。会員、国、職能団体、企業（賛助会員含む）、国民と対象別に、わかり易く情報の提供を行うために、コンテンツを開発する。リニューアルは三段階を予定し、第一弾では、現ホームページのコンテンツを主とし、ホームページ上の課題を解消し、コミュニケーションの最適化を、第二弾では国民を主ターゲットとし、ニーズ調査を経たうえで、管理栄養士・栄養士への認知・理解、国民の理解の促進を実現させる。本事業は、不特定多数である国民を主としており、財源には、会費、賛助会員費（協賛金）、広告掲載料等をあてる。

### 3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

**事業内容の要旨** 国民は、健康づくり、栄養問題に対して関心を持っているが、具体的にどう対応したらよいか不明な場合が多い。そこで、国民が興味を持ち利用できる、「健康増進のしおり」（年間4種）、「ヘルシーダイアリー」等を作成する。

**事業の趣旨等** 国民が興味を持ち、行動変容に結びつけられるように手軽に利用できるパンフレットやリーフレット等の資料があると有益である。さらに、これらを基に管理栄養士・栄養士が国民を対象に健康支援することで、科学的に望ましい食生活の実現の可能性が高まる。そこで、「健康増進のしおり」（年間4種）、「ヘルシーダイアリー」などを作成し、管理栄養士・栄養士に無償で配布する。希望者には有料でも提供する。

平成27年度の健康増進のしおりの内容は、食べることは生きること—食べる機能の維持・回復のために—（仮）、慢性腎臓病の栄養管理と食事（仮）、認知症を予防する食事と生活（仮）、介護予防（虚弱、サルコペニア、ロコモティブシンドロームを含める）（仮）をテーマとする予定とする。

資料の監修は、高い専門的知見を有する研究者、実務家および実績と定評のある管理栄養士・栄養士と実務家があたる。財源は、株式会社ヤクルト本社からの協賛金および希望者の販売収益をあてる。

## IV 公4事業 食環境整備事業

### 事業の概要

国民の食生活の改善に寄与しうる社会の諸資源（人と物と仕組み）を有機的に結びつけ、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である（食環境整備事業）。すなわち、本事業は、（1）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉および教育等の分野の各職種との連携・協働関係の構築、（2）栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、（3）適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組み、などからなる。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公4事業を構成するものである。

## 1 連携・協働関係の構築事業

### 1-1 プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成、栄養と健康を考える有識者の会の開催

**事業内容の要旨** プライマリ・ヘルス・ケアの考え方にに基づき、各種職能団体、関連学会等と連携し、各種活動を展開する。

**事業の趣旨等** プライマリ・ヘルス・ケアの考え方によれば、国民一人ひとりの尊厳のある生を衛るには、その日常生活の場（地域社会）において、保健、医療、福祉および教育等の分野の各職種、関連学会がお互いに連携して、プライマリなケアを提供する仕組みが整えられなければならない。そこで、各種関連団体等と連携し、諸活動に積極的に参加する。具体的には、日本医師会、日本歯科医師会、チーム医療推進協議会等と連携する。また、「栄養と健康を考える有識者の会」を開催し、管理栄養士ならびに本会の活動に関して討論し、提言をいただく予定としている。財源は会費とする。

## 2 先駆的栄養改善活動等表彰事業

**事業内容の要旨** 栄養改善のための先駆的な活動を行う者等を顕彰する。

**事業の趣旨等** 本事業は、本会の全国栄養改善大会の場で、栄養改善のために主体的に、先駆的な活動を行い、あるいは、同活動に従事して顕著な功績の認められる管理栄養士・栄養士、および国民を顕彰し、その功績を広く示すものであり、厚生労働大臣表彰、栄養改善奨励賞、本会会長表彰等がある。平成 27 年度も先駆的活動を行う管理栄養士・栄養士を顕彰する。本事業の運営費用は、栄養改善奨励資金等から拠出する。

## 3 国民の健全な食生活を支援する制度の整備

### 3-1 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士の業務過誤が原因となって第三者に健康被害が生じ、当該管理栄養士・栄養士が法律上の損害賠償責任を問われたときに保険金を支払う仕組みである損害賠償責任保険制度を取り扱う。

**事業の趣旨等** 本事業は、積極的な栄養指導・食事療法の施術を奨励しながら、業務過誤の犠牲になった被害者（国民）の救済を図るものである。本会が、保険会社と契約して、この制度を取り扱う。契約条件等については、適宜見直しを行う。平成 27 年度は、掛け金の減額を予定している。保険料の財源は会費とする。

### 3-2 管理栄養士・栄養士の将来像の達成に向けた事業

**事業内容の要旨** 食べ物・栄養は、人が生きていくために必要なものである。人は生まれてからは、母乳等、その後は保護者の提供する食事・栄養で生命を維持し、身体を向上させ、発育に至る。わが国は、高齢化、糖尿病等の生活習慣病罹患者の増加等を踏まえ、国では、社会保障制度の存続を第一義に考え、制度の見直しを図っている。この分野の専門職である管理栄養士・栄養士の

役割と使命には、重要なものがある。特に、生活習慣病と栄養の関係が科学的に明らかになってきている。糖尿病をはじめとする生活習慣病の原因である食生活は、生まれ育った家庭の味があり、これを変容するには、大変な努力が必要となる。平成 26 年度には、少子・高齢社会による社会の変化を踏まえて、国民の健康の推進を目的に、「管理栄養士・栄養士の将来像」の策定を行ってきた。ここでは、国民の健康に寄り添う管理栄養士・栄養士は、どうあるべきか、このための食環境の整備、制度等はどうあるべきか等が主となっている。

今後は、このあり方の実現に向けて各種事業を展開し、国民の福祉の増進に努める。

**事業の趣旨等** 将来像の達成には、「1. 栄養とは？ 2. 栄養士・管理栄養士の固有業務とは？ 3. 栄養の指導とは？ 4. 専門職とは？」等の定義を確認し、理論を構築し、栄養士・管理栄養士のすべてが、実質的にその理論に基づき業務を担うことにより、世論の賛同（社会の理解）を得て、社会において身近で、期待される専門職としての姿を実現することとする。

私たち管理栄養士・栄養士は、人々に身近な「栄養の指導」の専門職として、各種調査での健やかな生活を望む国民の期待に応え、公衆衛生の向上に寄与する姿を具現化するための活動を展開する必要がある。このためには、平成 26 年度からスタートした新しい「生涯教育制度」に基づく、業務の統一化・標準化が前提となり、その後で、「栄養の指導」の様々な分野（医療・学校給食・勤労者・行政・福祉・フリーでの活動者）で活動している専門職とその対象者が、より緊密に関わる体制、制度の構築が必要となる。

管理栄養士・栄養士のかかわる各種制度の法的整備を図るため、厚生法制に関して研究を委託する。この研究は、概ね 5 年の期間（平成 27 年度は 3 年目）とし、研究成果物を製作する。

本事業は、管理栄養士・栄養士はもとより、関連専門職種の個人・団体、研究者とも協働して実施し、その成果は報告書や諸提言などとして、ホームページ、「日本栄養士会雑誌」、その他の本会の刊行物などで一般に公表される。諸課題の検討においては、管理栄養士・栄養士の専門性を生かしながら、適宜、関連学会の研究者や関連専門職種の個人・団体の知見も積極的に取り入れることとする。財源は会費とする。

## V 公 5 事業 国際公衆衛生向上事業

### 事業の概要

今日、公衆衛生上の課題は国内的であるとともに国際的である。本会は、管理栄養士・栄養士のナショナル・センターとして、国境の垣根を越えて、公衆衛生の向上にかかる諸事業を実施する（国際公衆衛生向上事業）。本事業は、（1）発展途上の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業、（2）国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業、（3）海外留学助成事業など、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する活動を行うものである。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公 5 の事業を構成するものである。

## 1 発展途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業

**事業内容の要旨** アジア諸国の栄養士制度および栄養士養成システムへの支援事業を行う。

**事業の趣旨等** 発展途上国の健康と食事・栄養摂取をめぐる問題は、飢餓・低栄養を主体としたものから、低栄養と過剰栄養による生活習慣病が増加するという複合的なものへと変貌してきている。わが国が、健康と食事・栄養摂取に関してたどってきた道、殊に、先進国として急速な高齢化と生活習慣病対策の経験と現況、そして、わが国の栄養士制度の展開と管理栄養士・栄養士の活動状況などは、発展途上国が注目するところである。

そこで、本会は、発展途上国および栄養士制度のない国（中国、ベトナム、カンボジア等）へ情報を提供する。

特に、昨年、ベトナムのハノイ医科大学に、ベトナム初の栄養学部の開設に向けて指導者養成講座を開始した。これを受けて適任である講師の派遣や共同研究の実施、担当教員・学生の研修の受け入れなどを、神奈川県立保健福祉大学、十文字学園女子大学等と連携・協力し、支援する。財源は、会費と国際交流資金からの拠出金、賛同する事業者等からの協賛金を予定する。

## 2 国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業

**事業内容の要旨** 今日、公衆衛生上の課題は国内に限らず国際的である。栄養に関しても同様で、「栄養問題」上の課題と対応に関する共通認識と協働、連携の関係を確立する意義は大きい。そこで、国際栄養士連盟（International Confederation of Dietetic Associations ; ICDA、41 か国が加盟）ならびにアジア栄養士連盟（Asian Federation of Dietetic Associations ; AFDA、11 か国が加盟）の活動に参加して、各国栄養士会との公流を図る。具体的事業として、①国際栄養士連盟ならびにアジア栄養士連盟加盟、②アジア栄養士連盟常任理事国会議への参加、③第8回アジア栄養士会議（8<sup>th</sup> Asian Congress of Dietetics ; ACD2022）開催の準備、④第12回アジア栄養学会議（12<sup>th</sup> Asian Congress of Nutrition:ACN2015）開催への協力、⑤国際交流委員会の開催を行う。

**事業の趣旨等** 今日、公衆衛生上の課題は国内に限らず国際的である。公衆栄養についても同様で、公衆栄養上の課題と対応に関する共通の認識と協働・連携の関係を形成する意義は大きい。ため、国際栄養士連盟の活動に参加して各国栄養士会と交流を図る。また、アジア栄養士連盟常任理事国として会議に参加して各国との交流を図る。

また、2022年に第8回アジア栄養士会議（8<sup>th</sup> Asian Congress of Dietetics ; ACD2022）が日本で開催することが決まったので、その準備にあたる。本事業の対象は、関連国の栄養士（栄養の指導に関する専門職）である。財源は会費、国際交流資金とする。

## 3 海外留学助成事業

**事業内容の要旨** 食と栄養の科学とその実用技術に関する海外の最新、先端の知見を有する管理栄養

養士・栄養士を得ることは、わが国の管理栄養士・栄養士の学術、技術の振興に資するとともに、栄養の指導の実務水準の向上の契機ともなる。そこで、海外留学を希望する者に対し、これに必要な費用の一定部分を助成する。また、経済途上国では、栄養に関する技術も途上であることから、海外からの留学生の受け入れも検討する。

**事業の趣旨等** 食と栄養の科学とその実用技術に関する海外の最新・先端の知見を身につけた管理栄養士・栄養士を得ることは、わが国の食と栄養の科学とその実用技術の振興に資するとともに、わが国の栄養の指導の実務水準を引き上げる契機にもなりうる。このような人材を育成するため、海外留学を希望する者に対し、必要な費用の一定部分を助成することとした。また、海外からの留学生の受け入れも検討する。

本事業による助成希望者は公募することとし、その募集要綱は、選考要件などとともに、ホームページその他で一般に明らかにする。選考には、管理栄養士・栄養士の資格を有する大学研究者を中心に構成された委員会があたり、同委員会は、所定の基準に則り厳正に選考を行う。財源には、国際交流事業基盤資金からの拠出金などを予定する。

## VI その他（法人運営）に関する事業

### 事業の概要

本会は、公益目的事業を実施する団体であり、法人運営の基本は、本会が公益目的事業の旺盛な展開をとおして本会の目的を達成する基盤として、透明で機動的な意思決定と責任ある執行、そして、健全な財務運営を確保することにある。平成 27 年度も、以上の見地から適切な法人運営を心がける。

#### 1 会務運営に関する取り組み等

1-1 総会、理事会の適切な運営

1-2 各種事業の企画や本会の政策立案能力の向上のための事業部・事務局体制の整備、諮問会議・地区栄養士会長会議・各種委員会などの充実した運営

1-3 賛助会員との協働

賛助会員会を開催し、賛助会員との共同、連携事業の展開を検討（公益目的事業への移行も検討）

1-4 その他、上記に関連した法人運営にかかる取り組み

#### 2 会員に関する取り組み等

2-1 会報「栄養日本・礎」の発行

2-2 ホームページ（会員専用ページ）の充実

2-3 会員活動の活性化に向けた支援活動

2-4 業務支援システム（生涯教育受講管理への対応を含む）の円滑な運用、保守管理  
会員外である就業栄養士の発掘、支援、個々人の学習記録の管理等を行う。

#### 3 その他必要な取り組み等

その他、流動する情勢に的確に対応して、法人運営上必要な取り組み等を実施する。

